

上尾市車両管理規程及び上尾市庁舎防火管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 4 月 1 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市車両管理規程及び上尾市庁舎防火管理規程の一部を改正する訓令

(上尾市車両管理規程の一部改正)

第 1 条 上尾市車両管理規程（昭和 5 5 年上尾市訓令第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「道路運送車両法」を「市の管理する道路運送車両法」に改め、「で車両主管課で管理するもの」を削り、同条第 3 号中「（次条第 2 項の規定に基づき車両主管課長が同条第 1 項各号に掲げる事項の処理を車両主管課長以外の課所長に委任した場合における当該課所長を含む。）」を削り、同条第 4 号中「定める課」を「掲げる課及びセンター並びに同条第 2 項各号に掲げる課内室及び課内センター」に、「に基づく室」を「第 1 条に規定する出納室」に、「議会事務局の課」を「議会事務局」に、「、教育機関（市立学校を除く。）」を「（公民館、図書館、教育センター及び中学校給食共同調理場を含む。）及び課内推進室」に改め、同条第 5 号中「課所の長」の次に「（議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び農業委員会事務局にあつては、当該課所の長が指名する者）」を加え、同条第 8 号を削り、同条第 9 号中「車両主管課に所属し、」を「貸出車以外の車両であつて、職員が」に改め、同号を同条第 8 号とし、同条第 1 0 号中「市長が必要と認める」を「車両を専用的に使用することが適当と認められる」に、「に専用的かつ長期間にわたり貸し出された」を「が使用する」に改め、同号を同条第 9 号とする。

第 5 条第 1 項中「法令で定める車両の安全運転に関する事項について、適切な指導及び監督を行わなければならない」を「法第 7 4 条の 3 第 2 項の業務を行う」に改め、同条第 2 項中「補佐」を「補助」に改める。

第 8 条第 1 項中「車両主管課長」を「安全運転管理者」に改める。

第 9 条第 1 項中「安全運転管理者と協議して」を削り、「車両主管課長」を「安全運転管理者」に改め、同項後段を削り、同条第 2 項中「車両主管課長」を「安全運転管理者」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 第 1 項の規定により運転者登録簿を提出した課所長は、当該運転者登録簿を適宜点検するものとし、その内容に変更があったときは、同項の例により運転者登録簿を提出する。

第 10 条中「することができない」を「してはならない」に改める。

第 11 条中「運転者」の次に「（以下「自動車運転手等」という。）」を加える。

第 13 条の見出し中「使用の申込み等」を「使用等」に改め、同条第 1 項中「を使用しようとする者」を「の運行管理」に改め、「、使用を開始しようとする日の前日までに、課所長の承認を得て」を削り、「申し込み、車両主管課長の許可を受けなければならない」を「行うものとする」に改める。

第 15 条の見出し中「使用」を「管理等」に改め、同条第 1 項中「使用」を「管理」に改め、同条第 2 項中「、短期間に限り」を削る。

第 16 条の見出し中「変更等」を「配置等」に改め、同条中「を返還させる」を「の配置を取りやめる」に改め、同条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

貸出車の配置は、車両の利用状況等を考慮して、車両主管課長が定める。

第 17 条第 1 項中「自動車運転手及び運転者」を「自動車運転手等」に改める。

第 18 条第 1 項中「自動車運転手及び運転者」を「自動車運転手等」に改め、同条第 2 項中「自動車運転手及び運転者」を「自動車運転手等」に、「車両主管課長及び課所長」を「共用車にあつては車両主管課長、貸出車にあつては車両主管課長及び当該貸出車を配置されている課所長」に改める。

第 19 条中「市長車及び」を削る。

第 20 条中「消防署」の次に「（分署を含む。）」を加える。

(上尾市庁舎防火管理規程の一部改正)

第2条 上尾市庁舎防火管理規程(平成5年上尾市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「課等」を「課所」に、「に定める課等」を「に掲げる課及びセンター並びに同条第2項各号掲げる課内室及び課内センター」に、「議会事務局の課」を「議会事務局」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 課所の長 前号に掲げる課所の長(議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び農業委員会事務局にあつては、当該課所の長が指名する者)

第6条第2項中「副市長」を「総務部長」に改め、同条第3項中「総務部長」を「総務部次長」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 委員は、市長政策室次長、行政経営部次長、こども未来部次長、健康福祉部次長、市民生活部次長、環境経済部次長、都市整備部次長、議会事務局次長、教育委員会事務局教育総務部次長及び教育委員会事務局学校教育部次長をもって充てる。

第8条中「総務課」の次に「(以下「総務課」という。)」を加える。

第11条第1項から第3項までの規定中「課等」を「課所」に改める。

第16条中「次の事項を遵守」を「火気使用設備器具の使用の前後に必ず点検を行い、安全を確認」に改め、同条各号を削る。

第17条第4号を削る。

第18条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

別表第1(1)本庁舎の表一般事務室の項中「課等」を「課所」に改め、同表地階の部及び1階・行政棟の部中「総務課の庶務関係グループ」を「総務課の管財関係グループ」に改め、同表1階・議会棟・東棟の部中「市民課受付証明担当」を「証明書発行センターの庶務関係グループ」に、「職員課福利厚生担当」を「職員課の福利厚生関係グループ」に、「総務課の庶務関係グループ」を「総務課の管財関係グループ」に改め、同表2階・行政棟の部及び2階・議会棟・東棟の部中「職員課福利厚生担当」を「職員課の福利厚生関係グループ」に改め、同表3階・行政棟の部中「職員課福利厚生担当」を「職員課の福利厚生関係グループ」に改め、同部法令図

書室の項及び会議室（301、302）の項を次のように改める。

法令図書室	総務課の庶務関係グループのリーダー
会議室（301、302）	総務課の管財関係グループのリーダー

別表第1(1)本庁舎の表3階・議会棟の部中「議会事務局議会総務課」を「議会事務局」に改め、同表4階・行政棟の部中「職員課福利厚生担当」を「職員課の福利厚生関係グループ」に、「総務課の庶務関係グループ」を「総務課の管財関係グループ」に改め、同表4階・議会棟の部中「総務課の庶務関係グループ」を「総務課の管財関係グループ」に、「議会事務局議会総務課」を「議会事務局」に改め、同表5階・行政棟の部中「職員課福利厚生担当」を「職員課の福利厚生関係グループ」に、「総務課の庶務関係グループ」を「総務課の管財関係グループ」に改め、同表5階・議会棟の部中「議会事務局議会総務課」を「議会事務局」に改め、同表6階の部中「職員課福利厚生担当」を「職員課の福利厚生関係グループ」に、「総務課の庶務関係グループ」を「総務課の管財関係グループ」に改め、同表7階の部会議室（701）の項及び大会議室の項を次のように改める。

会議室（701）	総務課の管財関係グループのリーダー
大会議室	

別表第1(1)本庁舎の表7階の部中「職員課福利厚生担当」を「職員課の福利厚生関係グループ」に改める。

別表第1(2)第3別館の表一般事務室の項中「課等」を「課所」に改め、同表地階の部中「総務課の庶務関係グループ」を「総務課の管財関係グループ」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の上尾市車両管理規程第13条の規定は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の共用車の運行管理について適用し、施行日前にした共用車の運行管理については、なお従前の例による。

(上尾市職員服務規程の一部改正)

- 3 上尾市職員服務規程(昭和49年上尾市訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第26条第3項中「所属長」の次に「(出張用務にあつては、所属長及び旅行命令権者)」を加え、同条第4項第2号中「上尾市車両管理規程第2条第8号に規定する市長車、同条第9号に規定する共用車及び同条第10号に規定する貸出車」を「上尾市車両管理規程第2条第8号に規定する共用車及び同条第9号に規定する貸出車」に改める。

(上尾市職員服務規程の一部改正に伴う経過措置)

- 4 前項の規定による改正後の上尾市職員服務規程第26条第3項及び第4項の規定は、施行日以後に生じる事故等に係る報告について適用し、施行日前に生じた事故等に係る報告については、なお従前の例による。